

最近の原子力を巡る情勢について

平成13年9月20日

平成11年 5月～	原子力委員会が「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下、長期計画）」の策定を決定 「長期計画策定会議」を設置
平成12年 8月～10月	長期計画（案）についての意見募集を実施 （意見応募者：773名、意見総数：1,190件） 「ご意見をきく会」開催（東京都、青森市及び福井市）
11月	原子力委員会が長期計画を決定 閣議に報告
平成13年 1月 6日 23日	原子力委員会が内閣府に移行 原子力委員会が「21世紀の原子力委員会の発足に当たって」を表明 【別添資料1】
5月15日～16日	I E A（国際エネルギー機関）閣僚理事会最終コミュニケ（原子力が各国の燃料ミックスの選択肢として明記された。 原子力という表現が盛り込まれたのは8年ぶり。）【別添資料2】
17日	米国ブッシュ政権 国家エネルギー政策（National Energy （多様なエネルギー源の供給拡大を重視し、原子力を積極的に位置付けた。） 【別添資料3】
18日	フィンランド 使用済核燃料地下処分場（オルキルオト

地区)の建設を国会で可決 【別添資料4】

27日 新潟県刈羽郡刈羽村が「柏崎刈羽原子力発電所における
プルサーマル計画の受け入れの是非に関する住民投票」
を実施
・有権者数4,090人
・投票総数3,605人(投票率88%)
・賛成1,533人、反対1,925人、保留131人 無
効16

6月 5日 栗田福井県知事及び河瀬敦賀市長が高速増殖原型炉も
んじゅのナトリウム漏えい対策等に係る工事計画に関
する安全審査入りを了承
栗田福井県知事が藤家原子力委員会委員長に「高速増殖
原型炉もんじゅの安全性等にかかる要請について」を提
出 【別添資料5】
原子力委員会が「国際熱核融合実験炉(I T E R)計画
の推進について」を決定 【別添資料6】

11日 ドイツ 連邦政府と電力事業者との原子力コンセンサ
ス合意書の最終署名 【別添資料7】
(なお、9月5日、これを法制化する原子力法改正法案
が閣議で決定された。)
(合意の主な内容は、①原子力発電所の運転期間制限
(基本的に32年間)、②バックエンド対策の実施等)

15日 平山新潟県知事、西川柏崎市長及び品田刈羽村長が平沼
経済産業大臣に「プルサーマル計画をめぐる最近の地元
動向から見た原子力政策の今後の在り方について」を提
出 【別添資料8】

25日 英国 エネルギー政策の検討開始
(温室効果ガスの長期的削減と今後のエネルギー需要

の増大への対応方策検討のため、エネルギー政策の検討
に着手。原子力も検討対象の一つ。)

8月 8日 「プルサーマル連絡協議会」において、中間的な取りま
とめについて審議・公表

21世紀の原子力委員会の発足に当たって

平成13年1月23日

原子力委員会

21世紀を迎え、またこの度の中央省庁等改革により、原子力委員会が内閣府に移行するに当たり、所信の一端を申し述べたいと思います。

(原子力委員会の位置付け)

原子力委員会は、昭和31年に、原子力の研究、開発及び利用、即ち「原子力利用」に関する行政の民主的運営を図るために設置されました。委員会は、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法により、原子力利用に関することについて企画し、審議し、及び決定することとされています。これまで40年以上にわたって、「原子力研究開発利用長期計画」の策定を始めとして、さまざまな活動を行ってきましたが、ここであらためて、21世紀の原子力委員会がどのような役割を果たすべきかについて、初心に立ち返ることが必要であると考えております。

(原子力を巡る現在の情勢及び今後の展望)

まず最初に銘記すべきことは、20世紀最後の数年に起こった事故や不祥事により、国民の間に、原子力に対する不安や不信が高まったことです。しかしながら、他方で、地球温暖化問題に対してぎりぎりの対応が求められている中で、エネルギーの安定供給と二酸化炭素の排出量の削減の二つの側面から、現時点では、引き続き、核燃料サイクルの確立を図りつつ原子力発電を基幹電源として最大限に活用することが不可欠です。また、放射線利用の理解と普及が国民生活の向上に貢献することや、原子力科学技術の研究開発が、人類の知的フロンティアの開拓や我が国の新産業の創出に貢献することも忘れることはできません。これらのことは、実にさまざまな立場の方々のご意見を伺って昨年策定した「原子力研究開発利用長期計画」に述べられています。

これからの原子力委員会の役割を考えるに当たっては、まず、この「長期計画」を誠実に、また積極的に具体化し、着実に進めていくことが第一歩であると考えております。

(21世紀の原子力委員会のあり方)

原子力委員会がこのような役割を果たしていくためには、委員会そのもののあり方についても再検討する必要があります。新たな世紀を迎えるとともに中央省庁等改革が行われるというこの機会に、原子力委員会のあり方を考えることは不可欠です。

昨年の「長期計画」の議論を始めとするいろいろな場で、異なった立場からさまざまな意見や期待、批判が寄せられました。その中には、国民からより信頼される原子力委員会を求

める声もあれば、関係省庁から独立して等距離に位置する委員会を望む声もありました。また、原子力政策の決定過程へ国民が積極的に参加することや政策決定後の評価も、強く求められています。

今後、委員会の具体的な組織や活動の内容について早急に検討を進めていきますが、いずれにしても、原子力委員会は、柔軟かつ機動的な組織として、国民の皆さんや各地域の方々と常に接し、さまざまな意見を十分に反映していく努力をしてまいります。そして行動に当たっては、常に自己評価していくつもりです。

新しい原子力委員会が具体的に行動していくに当たり、我々原子力委員は、あらためて、民主主義が発達した国では、いかなる政策も国民や社会の理解と協力なしには進められないことを肝に銘じています。また、国際社会に対しても、我が国の原子力平和利用の大原則が十分に理解され、その協力が得られるよう努力を重ねていきます。

原子力委員会は、原子力に関するどんなことについてでも、国内外を問わず、「いつでも、どこでも、だれとでも」対話することを心がけていきます。

以上述べた考え方のもとで、新しい原子力委員会は、21世紀における我が国の発展に必要な原子力の円滑な利用ができるよう、より広い視野に立って、主体的かつ積極的に努力していきたいと考えております。

第 18 回 IEA 閣僚理事会コミュニケ（仮訳）

1. 我々閣僚はエネルギー安全保障及び持続可能な未来におけるエネルギーの位置づけについて議論するために参集した。エネルギー市場の発展と IEA の 2020 年に向けた世界エネルギー展望は我々が討議する上での背景を提供した。

2000 年版 IEA 世界エネルギー展望（WEO）のレファレンス・シナリオは、挑戦的な展望を描いている。それらは、

- 過去の傾向を継続することは、2020 年までに世界のエネルギー需要が 60%増加し、そのうちの大半が途上国における増加であることを意味しうる。
- 石油、石炭、天然ガス、原子力発電は、エネルギー構成を支配し続け、石油と天然ガスの供給源は数ヶ国に集中し続ける。・世界人口の大部分は、基本的なエネルギー・サービスの利用を引き続き享受することが出来ない。
- 温室効果ガス排出を抑制するための我々の共同の努力は、京都において設定された目標に達しないであろう。

世界エネルギー展望は、電力分野におけるエネルギー源の多様化、排出権取引、運輸システムの改革を通じて、改善への幾つかの道筋を提示している。個別的及び共同の行動を通じて、結果は著しく改善しうる。

2. 我々の会合は、石油価格がより高く不安定で、世界的な石油需要が増加し続け、いくつかの形態のエネルギー供給問題が地域的に発生し、長期的な供給の安全保障への懸念が発生し、そしてエネルギー使用による環境への影響への関心が高まる中開催された。過去 2 年の経験は、入手可能なエネルギーの安定供給は過ぎ去った結論ではないということを確認している。
3. 我々は、エネルギーが人類の発展と繁栄にとって重要な要素であり続けることを強調する。経済発展は安定的で入手可能なエネルギーの利用を必要とする。地球上の何十億もの貧困な人々にとって、入手可能なエネルギーの利用は貧困からの脱却を加速するであろう。しかし、成長を確保する一方で、我々はエネルギーを使用することにより、地球社会のいかなる領域あるいは自然環境に対しても受け入れることの出来ない重荷を課すことは出来ない。
4. 我々は、昨年 11 月にリヤドで開催された第 7 回国際エネルギーフォーラムで明らかにされたような、生産国と消費国の間の建設的且つ発展した対話を歓迎し、この対話が 2002 年に日本で開催される次回フォーラムにおいて、更に促進されることを期待している。我々はまた、IEA、主要非加盟国、他の国際機関を結びつける最近のイニシア

ティブ、特に中国、インド、ロシアとのエネルギー対話の発展を歓迎する。

5. 我々は、その他の前向きな発展を歓迎する。多くの国が市場・規制改革へのコミットメントを通じて、エネルギー関連政策や活動に関し、著しい発展を遂げている。この発展は、エネルギー使用における費用削減や更なる効率化に貢献しており、また、革新的なエネルギー問題解決のための新たな機会を創設することに役立っている。
6. 我々すべての国において、技術的開発は一層のエネルギー効率、よりクリーンな燃料技術のより広範囲の商業的応用、再生可能エネルギー、熱電併給システムへの展望を改善している。我々は、事務局によるこれらの改善を世界的に加速させるための努力を奨励する。
7. 以上の検討と状況に照らし、我々は、IEA の共通目標の指導的原則、つまり、エネルギー安全保障、環境保全、経済成長の重要性を確認する。これらの原則は、持続可能な開発にとって引き続き重要である。もしこれらの目標を達成させるためには、新しく且つ柔軟な対応が要求される。その一つとして、我々はまた、国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）の枠組みにおいて温室効果ガス排出における長期的傾向を修正するための行動をとる必要がある。
8. 我々は、我々自身の国内及び IEA の枠組み内において、一次エネルギーのすべての領域にわたるエネルギー安全保障を強化すること、エネルギー市場・規制改革を継続すること、エネルギー・サービスの利用を拡大すること、エネルギー効率を改善すること、エネルギー技術の開発と移転を支援すること、そして持続的なエネルギーの将来を促進することを約束する。我々は、幾つかの国や欧州連合における、国内エネルギー供給の拡大や適切な形でのエネルギー需要の抑制のための努力を含むエネルギーに関し改めて重視していることを歓迎する。
9. 我々は、世界経済の成長にとって、より不安定でない石油価格の必要性を認識する。我々は、天然ガス需要の急速な拡大が、しばしば多数の国境を越える遠隔地からの供給によって満たされていることに留意する。我々は、エネルギー市場の枠組みが政府の政策によって形成されていく一方で、通常の状態下において、市場は自由に運営することが可能となった場合に最もよく機能するとの見解を有する。
10. 世界石油市場が継続的に不安定であるが故に、IEA 加盟国は、供給問題が生じた場合には即座に対応する用意がある。しかしながら、我々は、世界における石油の安全保障のニーズとの関係でその保証の水準が低下しているということを懸念を持って留意する。需要バランスが OECD 加盟国から（非加盟国へ）移行する中で、すべての国々が供給途絶に効果的に対応するための適切なメカニズムを開発すべきである。我々は、十分な備蓄を積み上げ、維持することの重要性を再確認する。

11. 我々は、世界のエネルギー市場、特に石油市場における透明性向上のための早急な行動を呼びかける。我々は、国家や国際機関によって提供されるデータの質、利用可能性、信頼性を改善するための事務局のイニシアティブを支持し、リヤド・フォーラムにおいて表明されたこの目的への支持を歓迎する。
12. 我々は、エネルギーの種類と供給源の双方の面で、我々のエネルギー・システムの継続的な多様化を支持する。国家の置かれた状況やその政策が、我々の集团的エネルギー安全保障、経済成長及び持続可能な開発を達成する課題への取り組みに貢献するために必要な燃料ミックスを決定する。
13. 我々は、石油、天然ガス、石炭、原子力、あるいは再生可能エネルギーの、各国それぞれが最も適切と考える燃料ミックスを決定することを認識する。我々は、再生可能エネルギーがより一層の役割を演じることを意図し、欧州連合によるあらゆる形態のエネルギーの多様化及び効率化に向けて新しいはずみを与えるために一致した努力の下協力するという勧誘を受け入れる。
14. 我々の最も喫緊の地球環境上の課題が気候変動である一方で、燃料生産及び使用と関連する局所的及び地域的問題も重要である。排出権取引、共同実施、クリーン開発メカニズムといった新しい政策手段並びに新しい技術開発は、よりクリーンな環境を推進することが可能であると同時に、エネルギー効率を高めエネルギー安全保障を強化する。我々は、持続可能な開発に関する IEA の声明において表明されているように、持続可能な開発を達成するための最も効率的で可能性のある方法を開発し使用することを約束する。
15. 我々は、エネルギー安全保障、環境保全、経済成長を達成するためには、エネルギー研究・開発及び実演（RD&D）が重要であることを認識する。我々は、長期的 RD&D を支援し、産業界の参加を奨励するための政府の役割の必要性を認める。IEA は、先進技術の利用可能性を促進し、その費用を削減するための協力に向けた、独特なフォーラムや機構を提供する。
16. 我々は、世界的な規制改革の前進を、長期的利益をもたらすものとして温かく歓迎する。しかしながら、我々は、市場改革が十分な利益を享受するまでには困難な移行期を伴いうることを認識する。
17. エネルギーとの関係での効果的な行動は、多くの分野と、多くの関係者の責任を伴う。我々は、我々の共通の目標を前進させるための継続的な努力の面で、同僚関係と緊密に協力していく。

第22回原子力委員会 資料 第1-1号

米国の国家エネルギー政策について

平成13年5月25日

外務省科学原子力課

17日、米ブッシュ大統領は、国家エネルギー政策を発表した。これは、カリフォルニアのエネルギー危機等を背景に、エネルギー政策を最優先課題と位置付け、本年2月にチェイニー副大統領を議長とするエネルギー政策タスクフォースによってとりまとめられたもの。

1. 骨子

- (1) 本政策の中では、省エネルギー、エネルギーインフラの強化、エネルギー供給の拡大、環境保全の加速化、エネルギー安全保障の強化という5つの目標の下に、100を超える多様な対策が列挙されている。
- (2) 具体的には、今後のエネルギー需要の急増に対応する観点から、多様なエネルギー源からの供給拡大、パイプライン、送電網、発電所、精油所等のエネルギーインフラの強化が重視されている。

中でも、供給拡大のためにアラスカ自然保護区での石油・天然ガスの採掘を解禁する一方、省エネルギーの推進、原子力、水力、太陽光、風力等の非化石エネルギーの導入拡大等も打ち出されており、エネルギー供給と環境との調和もとられた内容となっている。

2. 原子力の位置付け

- (1) 今回のエネルギー政策においては、同政策の主要な要素として、米国における原子力の拡大を支持し、エネルギー安全保障、温室効果ガス削減の両面から、原子力の役割が積極的に位置付けられている点が注目される。具体的には、概要以下のとおり指摘している。
- (イ) 1979年に発生したスリーマイル島事故以来、原子力発電所の許認可に要する期間が長期化すると共に、安全性に対する一般国民の不安が高まったため、1973年に発注された原子力発電所を最後として、新規の発注がない状態が続いてきた。

(ロ) しかし、この間に平均稼働率が70%から90%へと大幅に向上し、原子力発電コストの低減により他の電源と競合し得る環境が整ってきており、既設の発電所に関し、稼働率の更なる向上、新技術の採用による高出力化、許認可の更新等を行うと共に標準化された設計による発電所の新増設、高い固有の安全性を有する先進的な炉型の採用等により、供給能力を高めることが出来る。

(2) また、プルトニウムを抽出する使用済燃料の再処理技術についても、放射性廃棄物の最終処分場を効果的に使用し得るものとして一定の評価を与えている。米は、これまで使用済燃料の再処理に対しては、我が国や欧州等の一部の国に対して既にコミットした内容を維持すること以外には、自国の商業用のものを含めて否定的な評価をしてきたところ、この点は、米国の核不拡散政策の観点からも注目される。具体的には、概要以下の通り指摘している。

(イ) 先進的核燃料サイクル及び次世代原子力技術を開発するとの観点から、液体廃棄物を減らし核拡散抵抗性を高める燃料処理方法の研究・開発・利用を認めるよう、政策を再検討すべき。但し、この実施に際しては、米国は、世界的に分離プルトニウムが蓄積することを引き続き奨励しない。

(ロ) 米国は、高度に発展した核燃料サイクル及び米と緊密な協力実績を有する国際的なパートナーと協力し、汚染や廃棄物がより少なく、より効率的で核拡散抵抗性の高い再処理・燃料処理技術を開発するための技術についても検討すべきである。

3. 今後の見通し

今後、米国内において新たなエネルギー政策を巡って、米議会を含め種々の議論が行われるものと予想されるが、米は、世界最大のエネルギー消費国・エネルギー生産国でもあり、各国の原子力政策を含む国際エネルギー情勢に与える影響も大きい。従って、この国家エネルギー政策の内容を詳細に検討すると共に今後の動向を注視する必要がある。

(7)

フィンランドにおける使用済燃料の最終処分場について

平成 13 年 8 月

2001 年 5 月、フィンランド国会は、同国にある原子力発電所から生じた使用済核燃料の最終処分場計画作業を継続することを可能とする決定を圧倒的多数で承認した。背景及び今後の展望は以下の通り。

1. 国際的背景

フィンランドに所在するロビーサ原子力発電所とオルキオト原子力発電所から生じた使用済核燃料は、96 年までロシアのマヤク処理場に運搬されていた。しかし、ロシア側が使用済核燃料運搬時の安全性向上を要求してきたことや、国際社会により、ロシアが右使用済核燃料から核兵器を製造しているのではないかとの疑念をもたれたことにより、フィンランドは、原子力法を改正し 97 年から使用済燃料を国内にて処分することにした。

2. 国内的背景

放射能原子力安全センター（STUK）は、環境アセスメント等の科学的・技術的側面から処分方法の検討及び最適地選定を行った結果、2001 年 1 月にポシヴァ社提案による処分場の建設・運営方法について問題なしとし、使用済核燃料の処分場候補地であるオルキオト地区を所轄するエウラヨキ市議会も賛成 20、反対 7 で処分地建設を承認した。

エウラヨキ市議会が使用済核燃料の処分場建設を承認した理由としては、ポシヴァ社が住民に処分場が危険でないことを時間をかけてよく説明し、住民がこれを納得したことや、処分場の完成予定が約 20 年後であること、ポシヴァ社が本社のエウラヨキ市への移転を決定し、住民に誠意を示したことがあると思われる。また、エウラヨキ市にポシヴァ社よりの税収が増え、住民には職場が増えることも処分場建設承認の理由の一つであると思われる。

3. 今後の展望

今後の使用済核燃料処分場については、事業主体であるポシヴァ社が提出する施設の安全性等についての検討書を政府が審査した上で、政府が 2010 年頃までに建設許可を与え、2020 年頃までに施設の営業許可を与える予定。

ただし、今回は当国国会による使用済核燃料処分場の承認であり、実際の処分場の建設許可及び営業許可は内閣により別途決定される必要がある。また、本件につき当国は政治決定を下したという意味で他国よりも先行したが、技術的に先行して

いるわけではなく、今後技術的な問題が立ちはだかる可能性が全くない訳ではないと思われる。

(出典)：外務省ホームページ

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/jijyo/finland.html>)

高速増殖原型炉もんじゅの 安全性等にかかる要請について

平成13年6月

福 井 県

高速増殖原型炉もんじゅの安全性等 にかかる要請について

高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい対策等にかかる工事計画については、平成12年12月8日、安全協定に基づき核燃料サイクル開発機構から県と敦賀市に事前了解願いが提出されておりましたが、本日、原子炉設置変更許可申請を行うことを了承しました。

つきましては、「もんじゅ」の安全の確保および国民合意の形成の観点から、別紙のことを強く要請します。

平成13年6月5日

原子力委員会

委員長 藤家 洋一 殿

福井県知事

栗田

幸雄



別紙

- 1 平成7年の「もんじゅ」2次系ナトリウム漏えい事故の調査結果および「もんじゅ安全性総点検」で摘出された課題ならびに「研究開発段階の原子力施設の安全確保のあり方」等を十分踏まえ、改めて国において「もんじゅ」全体の安全性を確認すること。
- 2 県としては、今回、特に「もんじゅ」全体の安全性を専門的に調査するため、独自に委員会を設置したいと考えているので、国として安全性について徹底した情報の開示と提供を行うなど、この委員会の運営に協力すること。
- 3 昨年12月の「事前了解願い」については、改造工事の着手や運転再開の判断とは明確に切り離れた上で受理したものである。
その際、「もんじゅ」の安全性が確認されなければ「了解」しないものであること、また、安全性が確認された場合においても、安全協定に基づく「了解」がなければ、改造工事には着手できないことを核燃料サイクル開発機構に申し入れているので、国としてもこのことを十分踏まえた対応を行うこと。
- 4 昨年11月に策定された原子力開発利用長期計画において示された高速増殖炉サイクル技術開発の意義や「もんじゅ」の位置付けと果たすべき役割について、今後とも国民や県民の理解が得られるよう、国において継続的に取り組むこと。

国際熱核融合実験炉（ITER）計画の推進について

平成13年6月5日

原子力委員会決定

核融合は、将来のエネルギー供給に有望な選択肢を付与し得るもので、開発に長期間を要する高度な科学技術であり、基礎・基盤研究との均衡ある発展を図りつつ研究開発を効率的かつ着実に進めてきております。

具体的には、我が国における核融合の研究開発は、平成4年5月に定めた「第三段階核融合研究開発基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき、総合的に推進しています。

当委員会は、これまで累次にわたり、核融合会議からITER計画の推進について報告を受けてきました。また、本年5月18日には、ITER計画懇談会（以下「懇談会」という。）より、今後の我が国のITER計画への取り組みに関する検討結果の報告を受けました。

ITERは、基本計画の目標に合致したトカマク型の実験炉です。技術的な側面においては、これまで核融合会議より報告されてきた検討結果から、設定された技術目標を満たし得るものです。

これに加え、懇談会では、各界各層の有識者で構成された専門委員により、ITER計画の進め方について、将来のエネルギー供給や国際貢献をはじめ社会的、経済的側面を含めた幅広い調査審議を行い、さらに報告書のとりまとめにあたっては、報告書案に対し、国民の方々から広く意見を募集しました。

当委員会としては、人類の直面するエネルギー制約、その中での核融合エネルギーの意義、そしてITER計画の実現可能性等の技術的側面と、我が国の国際的役割や国家的アイデンティ、我が国社会の倫理性・公共的意識等の社会的側面とを勘案し、核融合会議及び懇談会におけるITERへの取り組みに関する検討の結果を適切なものであると判断し、今後、核融合研究開発を総合的に推進していく中で、ITER計画については、懇談会の報告書を尊重して推進していくことが適当と結論しました。

同時に、当委員会としては、懇談会が、「我が国がITER計画に主体的に参加するだけでなく、設置国になることの意義が大きいと結論した。」としていることを踏まえつつ、ITERの我が国への誘致を念頭において、当面、

- (1) 「サイト選定調査」を行い、我が国にサイトとなり得るところがあるかどうかを見極めること、
- (2) 他極の状況の把握に努めるとともに、ITER計画が我が国の利益を最大化するものとなるよう他極と協議を行うこと、

が必要と考えます。これらの経過及び結果を注意深く見守り、財源や人材の確保など懇談会報告に示された今後検討すべき事項についての関係者の検討結果や検討状況も勘案して、その上で、必要な判断を行うこととします。

当委員会としては、今後とも、基本計画に基づき、ITER計画に積極的に取り組みつつ、バランスのとれた総合的な核融合研究開発を推進していきます。

その際、ITER計画をはじめとする核融合研究開発の意義、進捗状況について、節目ごとに評価し、その結果を公表するとともに、安全面も含めた情報の提供を行うなど、十分な国民理解が得られるよう、透明性の高い継続的な努力を行うことが重要であると認識しています。関係者の一層の努力を求めるとともに、当委員会自らも積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

第 26 回原子力委員会
資料第 4 号

ドイツの原子力コンセンサス合意書への署名について

平成13年6月19日

外務省科学原子力課

報道によれば、6月11日、独連邦政府と電力会社首脳は、昨年6月の原子力コンセンサス合意書への最終署名を行った。とりあえず、以下の通り、合意の主な内容、これまでの経緯、今後注目すべき点につき取りまとめた。

1. コンセンサス合意の主な内容

(1) 残存発電量

運転中の原子炉は、各原子炉の総運転期間を（運転開始から）32年として算出した合計残存発電量である2,623TWhまで発電でき、その後、停止される。なお、ある原子力発電所から別の原子力発電所への残存発電量の転用が可能である（註）。

（当課註：その結果、旧型の原子力発電所を早期に廃炉し、その残存発電量を効率の良い最新型の原子力発電所に移すことが可能となるため、実際に脱原子力を達成する時期は、運転開始から32年より後となる。）

(2) 使用済み燃料再処理

使用済み燃料の再処理は2005年7月で終了する。この時点まで、英仏の再処理工場への使用済燃料輸送は認められ、その分の再処理は認められる。

(3) 使用済み燃料貯蔵施設

事業者は、できる限りすみやかに（遅くとも5年以内に）発電所サイト内、または近傍に（いわゆる分散型の）使用済燃料貯蔵施設を設置する義務を負う。再処理の終了及び分散型貯蔵施設の設定により、放射性廃棄物の輸送が最低限レベルまで削減され、各州の負担が公平になる。

(4) 原子力発電所の新設

原子力発電所の新設は行わない。

(5) バックエンド（使用済燃料の冷却・再処理、廃棄物の処理工程等）の保証

連邦政府は、高い安全基準の維持及び原子力関連法令の遵守の下、残存運転期間における原子力発電所の妨害なき運転及びバックエンドを保証する。

2. コンセンサス合意までの経緯

(1) 連立政権の樹立

ドイツにおける1998年9月の総選挙の結果、社会民主党と90年連合・緑の党の連立政権が発足し、脱原子力政策を発表。

(2) コンセンサス協議

連立政権は脱原子力を規定した原子力法改正法案の早期議会提出を目指していたが、電力業界等からの強い反発にあい撤回。99年1月以降、連邦政府と電力会社との間で、本件に関するコンセンサス協議が行われてきた。2000年6月14日、連邦政府（シュレーダー閣、ミラー閣、トリッティン閣）及び電力会社代表との間で原子力発電所の運転期間を基本的に32年にすること等が合意された。

(3) その後、本年始めに放射性廃棄物の輸送が再開され、連邦環境省が近々法案化に関する案を示せるようになったことから、最終的な署名が行われたもの。

3. 今後注目すべき点

(1) 本合意を具体化するためには、原子力法改正案を成立させることが必要。昨年の段階では、バイエルン州など南部の州（野党が多数派を占める州が多い。）は、州政府が任免する議員により構成される連邦参議院に同法案を諮らなければ憲法裁判所に提訴する意向を表明しており、今回の合意書への署名に対する南部諸州の反応が注目される。

(2) また、98年6月の欧州環境大臣会合においては、独は二酸化炭素排出の21%削減を表明しているが、この目標と脱原子力を以下に両立させるのかも重要なテーマ。特に、発電電力量の約3割を占める原子力の代替エネルギーについて、具体的な対応策（9月に連邦経済技術省がエネルギー報告書を公表する予定である由）をどのように打ち出していくかが注目される。

(3) また、使用済燃料については、中間貯蔵する方針が示されているが、最終処分場の問題（特に、昨年6月の合意により探査が一時中止されたゴアレーベン放射性廃棄物処分場の今後の扱い）についても注目される。 (了)

プルサーマル計画を巡る最近の地元動向から
見た原子力政策の今後の在り方について

平成 1 3 年 6 月 1 5 日

経済産業大臣
平沼 赳夫 殿

新潟県知事 平山 征夫

柏崎市長 西川 正純

刈羽村長 品田 宏夫

は　じ　め　に

本県はかねてから我が国有数の電源立地県として、国民の生活基盤を支えてきた。

安全の確保と地元の理解をもとに国のエネルギー政策に協力することがこれまで本県の一貫した方針であり、プルサーマル計画の受入を巡っても、2年間近くにわたり真剣な議論を行い、議論を通して絞り込まれた主要な論点、すなわち、計画の必要性、安全性、バックエンド対策等に対する国の考え方について説明を求め、確認した上で、知事、柏崎市長、刈羽村長として安全協定に基づく事前了解を行った。

しかしながら今般、計画導入に向けて法的手続きを始めとする準備作業がほぼ整った段階で、立地自治体の一つである刈羽村において直接請求に基づく住民投票が行われ、投票総数の過半数を超える住民から計画受入に対し否定的な意思が表明されるという新たな事態に直面するに至った。

国策であるエネルギー政策とその重要な一環をなす原子力政策については、いうまでもなく国民・県民の協力なくしては成り立たない。今般の刈羽村の住民投票結果の背景には、ＪＣＯ臨界事故やデータ改ざんなどの不祥事によりこれまでの原子力に対する信頼感が損なわれたことが少なからず影響しているものと考えられ、このことは今後の原子力政策の計画的推進にも大きな影を落とすものと危惧している。

原子力エネルギーの利用技術が、将来にわたり我が国の基幹的エネルギー源の一つとしてその役割を十全に果たしていくためには、住民投票にまで至った本県における一連の過程の中から学ぶべき教訓を真摯に汲み取り、国民の信頼の再構築を図る必要があるものとする。

こうした観点から我々は、立地自治体の首長として下記の事項について国として今後の取組強化や見直しを図るよう、ここに提言を行うものである。また、これは巻町に次ぐ２度目の原子力政策を巡る住民投票を経験した本県として、今後の同政策に対する立地自治体の対応の困難さを深刻に受け止めて行うものであることを申し添えたい。

1. 原子力政策、とりわけプルサーマルを含む核燃料サイクル政策について、我が国のエネルギー政策上の必要性等を改めて明確にすること。

我が国の原子力政策の根幹として位置づけられる核燃料サイクル政策について、今回の刈羽村の住民投票を巡る議論の経過から見て、立地住民に十分な理解を得ているとは言いがたいことが判明した。今後、改めて国会等の様々な場において根本的な議論と問いかけを行い、その意義や必要性並びに我が国のエネルギー政策における位置づけについて、明確な形で国民に示すべきである。

2. プルサーマル計画に関する刈羽村の住民投票結果を真摯に受け止め、原子力の利用に係る国民の合意形成に向けた国の役割を抜本的に見直し、その取組みの総合的・継続的展開を図ること。

今般の住民投票における反対理由の主なものは安全性に対する不安であり、それを踏まえると安全性に責任を持つ国が、国民に対しこれまで以上に十分な説明を行い理解を得ることが必要である。

その際、立地地域に対し推進活動の延長線に立って行われることの多かったこれまでの国の取組について抜本的な見直しを行い、原子力の利用について国民各層に積極的に働きかけ、国民の共通認識を育むための総合的で継続的な取組を、国を挙げて展開するべきである。

3. ブルサーマル計画については、改めて国としての今後の進め方等の方針を明確に示すこと。

ブルサーマル計画については、福井、福島に次いで本県でも住民投票結果等により当初計画に沿った実施が当面困難になった現状を踏まえ、国として全体計画を弾力的に見直すなど対応策を検討し、国民に示す必要がある。

4. 消費地域の原子力発電所立地地域に対する理解を深め、立地地域の住民が誇りと安心感を持って発電所と共生できる社会的環境を整備すること。

今回の住民投票を巡る議論の中で、住民の中からは消費地域の人々の立地地域の苦労や抱えている問題に対する理解不足への不満や不平等感などが少なからず表明された。

立地地域は国のエネルギー政策に貢献する一方で様々な負担を負っているが、立地地域の負担は本来、消費地域を含めた国民全体が等しく分担すべきものであり、今後とも地域住民の理解と協力を得ていくためには、相互理解が更に深まるための努力とともに、立地地域がその役割に相応しい自立的で持続的な発展ができるよう新たな施策が必要である。